

# 土地改良区だより

令和元年8月発行(第27号)  
比企郡川島町大字白井沼99番地1  
川島町土地改良区 ☎049-297-6767  
https://www.kawadokai.com/

## 理事長あいさつ

川島町土地改良区理事長 飯島 和夫

残暑の候、皆様方におかれましては、ご健勝にてご活躍のこととお喜び申し上げます。また、日頃より、土地改良区事業の運営につきまして、ご理解とご協力を賜り、こころより感謝申し上げます。

昨年8月1日に川島町土地改良区の理事長の職を拝命させていただき、1年が経過しました。未収金問題については、役職員一丸となり滞納整理に取り組んだ結果、これまで下降傾向にあった現年徴収率が向上しました。さらに今年度は、埼玉県内では初の取り組みとなる法律事務所(弁護士法人)への債権回収委託を実施し、未収金の回収強化を図ります。

また、組合員の皆様の負担軽減と自然エネルギーの有効活用を目的として、白井沼・浅間貯水池のソーラー発電事業についても、事業の実現に向けて取り組んでいるところです。

目まぐるしく変化する社会の中で、土地改良区の将来を見据えつつ、役職員一丸となって、一步一步着実に前進してまいりまいる所存ですので、より一層のご理解とご協力をお願い申し上げます。

## 令和元(2019)年度の賦課金について

### ○耕作者賦課(10a当たり)

・組合費	3,700円	1期	} 令和元年9月2日納期 令和元年10月31日納期 令和元年12月25日納期
・かんがい排水事業施設維持管理費賦課金	800円	2期	
・かん排施設運営費賦課金(管理費算定後に決定) ※参考:平成30年度は2,000円/10a		3期	
		全期	令和2年1月31日納期

### ○所有者賦課(10a当たり) ※令和4年度償還完済予定

・北部かんがい排水事業工事費賦課金	} 6,550円	1期	} 令和元年9月2日納期 令和元年10月31日納期 令和元年12月25日納期
・南部かんがい排水事業工事費賦課金		2期	
		3期	

### ○希望者賦課(10a当たり)

・かんがい排水事業工事費前納賦課金	14,000円	令和元年10月31日納期
-------------------	---------	--------------

※希望者は8月30日までに申請手続きを行ってください。

### ○地区除外義務決済金(1㎡当たり)

52円(自地は1円、工事費前納賦課金支払い済の土地は38円)

※農業委員会で農地転用の許可になった時点で賦課されますが、一時転用は除外の対象となりません。

※土地改良区賦課金は、4月1日現在の組合員に賦課されます。納期内に納入されませんと延滞金が増算されますので、納期日までに納入下さるようお願い申し上げます。

※口座振替納付をされている方は、振替日前に預金口座の残高をご確認願います。

また、納期日に残高不足等で口座振替出来なかった場合は、後日郵送する納付書(督促状)にて、金融機関窓口で直接納付してください。

## 土地台帳が農地中間管理機構対応になりました。

### ◎土地を貸している方(所有者)

貸している土地は【貸付地】として台帳に記載されています。貸付先は『公益社団法人埼玉県農林公社』です。

### ◎土地を借りている方(耕作者)

農地中間管理機構を介して耕作している土地は、土地台帳に記載されていません。

※農地中間管理機構を介した貸借の場合、賦課金は原則所有者負担です。

## 市街化区域内の土地を除斥しました。

☆昨年度まで、市街化区域内の土地には組合費(3,700円/10a)が賦課されていましたが、市街化区域内の農地を取り巻く環境の変化に伴い、水稻耕作をしていない、もしくは用水路から取水できない土地を除斥しました。※一部、耕作が見受けられる土地については賦課を継続しています。

## 賦課金額が年間1,000円以下になる組合員を減免しました。

☆組合費(3,700円/10a)、維持管理費(800円/10a)、北部及び南部かん排工事費(6,550円/10a)の合計額が1,000円以下になる組合員の賦課は減免としました。納入通知書は同封されていませんので、土地台帳で地積等をご確認ください。

## 平成30年度 主な工事施工状況

### ・一般会計

幹線水路機械浚渫	委託分 17,140m	4,428,000円
	直営分 9,410m	
県費単独土地改良事業支線管水路整備工事(南園部地内外)		4,989,600円

## 令和元(2019)年度 揚水機運転状況

★節水にご協力ください★

今年も梅ノ木古凍貯水池と釘無、浅間、白井沼の各ファームポンドを満水にし、5月15日からの給水開始に備えました。給水を開始してからは、まとまった降雨がないことから、一級河川の流況が悪く、運転出来ない揚水機もありました。しかし、5月下旬に降雨があり、6月7日に梅雨入りしてからは、都幾川、越辺川の上流部に定期的に雨が降り、その後は順調に揚水機の運転を進めてまいりました。6月下旬頃から中干しが始まりましたが、今年は梅雨らしい天候が続き、必要最低限の揚水機の稼働で済みまし。7月29日の梅雨明け後は各機場の送水量を徐々に増やしております。今後は全国的に猛暑が予想され水不足が懸念されます。水は限られた資源ですので、各人が節水にご協力頂き、無駄の無い水利用を心掛けて頂きますようお願い申し上げます。

年 度	揚水機場運転時間合計	電気代(円)	揚水量(m <sup>3</sup> )
平成29年度	11,982時間	26,501,072	20,856,320
平成30年度	13,425時間	29,850,682	24,299,816

※令和元年度の電気代(5月・6月・7月)の合計は約1,641万円です。

## 一土地改良区からのお願い

◎ 水路にゴミを不法に投棄する人が後を絶たず、土地改良区はゴミの処理に大変苦慮しています。このゴミによって下流に迷惑がかかるとともに、水路があふれ災害の恐れもありますので、絶対にゴミを捨てないよう、捨てさせないようにご協力をお願い致します。

ゴミの不法投棄は、河川法及び廃棄物処理法により処罰されます。



ポイ捨て

◎ 近年、水路に転落し死亡する事故が全国で多発しています。「小さな水路だし・・・」「いつもの水路だから・・・」と思っても、転落すると大変危険です。普段から、水路に近づく際は十分な安全確認を行いましょう。なお、大雨等で増水した水路を見に行くことは、絶対にやめましょう。

# 届出がないと変更されませんのでご注意ください!

下記のような場合には、届け出てください。(届け出用紙は改良区、役場農業委員会窓口、JA埼玉中央川島基幹支店、中山支店、三保谷支店、出丸支店、小見野支店、野本支店にあります。)

- ① 農地の 売買・貸借・交換・返還 などをしたとき。
- ② 農業者年金受給のため 経営移譲 したとき。
- ③ 生前贈与または、組合員死亡により 名義変更 したとき。
- ④ 組合員の 住所が変わった とき。 など、変更があったとき。

農業者年金等で経営移譲された方は、土地改良区の組合員資格を失うことになり、後継者が新資格者となります。又、世帯主交替等により土地改良区費の納付書名義を変更したい場合も、届出をお願いします。

※相続等で、新たに組合員となった方が口座振替を希望される場合は、口座振替の手続きが必要となります。金融機関に口座振替依頼書を提出してください。

口座振替できる金融機関は埼玉中央農業協同組合本・支店と埼玉縣信用金庫本・支店です。

## -----重要なお知らせ-----

土地改良区の土地台帳の面積・組合員の変更は、公共機関(農業委員会・法務局等)に農地の転用や異動の手続きをしても、直接土地改良区へ届出しなければ変更は出来ません。

届出がない場合、賦課金は変更前のまま賦課されますので、ご注意ください。

## ---ご注意! 滞納した賦課金は新組合員に承継されます。---

土地改良区地区内の農地を売買するとき(競売取得も含む)や、組合員の資格を交替する場合に、その土地に滞納した賦課金があると、土地改良法第42条第1項(権利義務の承継)の規定により、新しくその土地を取得した方に支払い義務が生じることになります。

後でトラブルが生じないように、農地の売買等の契約をされる場合は、当事者間で滞納賦課金を清算してから、所有権移転をする様お願いします。

## ---ご注意!! 公共事業の転用にも、決済金がかかります。---

公共事業(道路、公園、河川、建物等)の用地として転用される農地について、決済金がかかりますので、用地買収説明会、契約調印の際など、事業主体(買収者)と十分話し合い、疑義が生じないようお願いします。

公共事業用地(道路・公園・河川等)として転用される場合も必ず届出をしてください。

### 財務状況について

[令和元年度 収入・支出予算(当初)]

一般会計		単位:千円	
収入	支出	収入	支出
款	款	予算額	予算額
1. 組合費	1. 事務所費	54,678	49,558
2. 補助金	2. 負担金	11,717	170
3. 財産収入	3. 維持管理費	25	12,356
4. 雑収入	4. 事業費	2,049	3,300
5. 繰入金	5. 災害復旧費	6,010	4,250
6. 使用料	6. 財産費	12,643	4,640
7. 繰越金	7. 諸費	8,000	750
	8. 借入金利子		1
	9. 繰出金		18,694
	10. 予備費		1,403
収入合計	支出合計	95,122	95,122

[平成30年度 収入・支出決算]

一般会計		単位:円	
収入	支出	収入	支出
款	款	決算額	決算額
1. 組合費	1. 事務所費	52,683,143	46,221,608
2. 補助金	2. 負担金	11,445,000	192,600
3. 財産収入	3. 維持管理費	46,259	10,046,803
4. 雑収入	4. 事業費	1,525,446	7,542,941
5. 繰入金	5. 災害復旧費	27,654,619	0
6. 使用料	6. 財産費	12,643,410	4,616,027
7. 繰越金	7. 諸費	14,706,883	381,556
	8. 借入金利子		0
	9. 繰出金		40,236,193
	10. 予備費		0
収入合計	支出合計	120,604,760	109,237,728
※収入支出差引残金		11,367,032	円は、翌年度に繰り越しました。

特別会計(北部及び南部かんがい排水事業)

特別会計(北部及び南部かんがい排水事業)		単位:千円	
収入	支出	収入	支出
款	款	予算額	予算額
1. 組合費	1. 事務所費	132,094	8,409
2. 補助金	2. 事業費	12,602	26,318
3. 雑収入	3. 維持管理費	4,610	45,782
4. 交付金	4. 負担金	5,928	1
5. 繰入金	5. 償還金及び利子	18,643	87,124
6. 繰越金	6. 借入金利子	1,000	1
	7. 拠出金		1,556
	8. 繰出金		4,000
	9. 諸費		300
	10. 予備費		1,386
収入合計	支出合計	174,877	174,877

特別会計(地区除外義務決済金)

特別会計(地区除外義務決済金)		単位:円	
収入	支出	収入	支出
款	款	決算額	決算額
1. 組合費	1. 事務所費	122,260,759	2,548,238
2. 補助金	2. 事業費	8,372,974	34,410,675
3. 雑収入	3. 維持管理費	3,803,351	40,242,520
4. 交付金	4. 負担金	5,544,000	16,686,621
5. 繰入金	5. 償還金及び利子	40,194,831	87,806,687
6. 繰越金	6. 借入金利子	7,423,542	0
	7. 拠出金		1,632,000
	8. 繰出金		0
	9. 諸費		729,359
	10. 予備費		0
収入合計	支出合計	187,599,457	184,056,100
※収入支出差引残金		3,543,357	円は、翌年度に繰り越しました。

特別会計(地区除外義務決済金)

特別会計(地区除外義務決済金)		単位:千円	
収入	支出	収入	支出
款	款	予算額	予算額
1. 決済金	1. 雑費	1	1
2. 雑収入	2. 繰出金	30	10
3. 繰越金	3. 予備費	54,799	54,819
収入合計	支出合計	54,830	54,830

・ 資 産 369,721,880 円  
 ・ 負 債 352,857,930 円 (長期借入金等)